

寄居町リサイクル活動推進奨励金交付要綱

制定 平成 3 年 5 月 2 4 日 告示第 3 0 号

改正 平成 9 年 3 月 3 1 日 告示第 3 3 号

平成 1 8 年 3 月 2 7 日 告示第 4 4 号

平成 3 0 年 5 月 1 8 日 告示第 1 0 3 号

平成 3 1 年 3 月 2 6 日 告示第 6 6 号

(趣旨)

第 1 条 町長は、資源再利用の推進及びごみの減量化を図るため、町民の日常生活から排出される廃棄物の中で、再利用できる資源（以下「有価物」という。）を集団回収する団体に対し、予算の範囲内においてリサイクル活動推進奨励金（以下「奨励金」という。）を交付するものとする。

2 前項の奨励金の交付に関しては、寄居町補助金等の交付手続等に関する規則（平成 3 0 年寄居町規則第 1 3 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(交付対象)

第 2 条 奨励金の交付の対象とする団体は、町内に住所を有するもの又は主な活動の場所を町内に有するもので組織される営利を目的としない団体（以下「団体」という。）とする。

(登録)

第 3 条 奨励金の交付を受けようとする団体は、寄居町リサイクル活動推進奨励金交付団体登録（変更）申請書（第 1 号様式）により町に登録するものとする。

2 団体が集団回収した有価物を取扱おうとする者（以下「取扱業者」という。）は、寄居町リサイクル活動回収事業取扱業者（変更）申請書（第 2 号様式）により町に登録するものとする。

3 前 2 項の申請に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

(有価物の種類)

第 4 条 この告示において有価物の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 紙類（新聞紙、雑誌、雑がみ、段ボール、紙パック（アルミニウムが利用されているものを除く。））

(2) 金属類（あきかん、鉄くず、金属くず等）

(3) 布類（上着、下着、タオル等でフリース（化繊類）、ニット（編み物）、ダウン（羽毛）を除く。）

(4) ビン類（ビール、酒等のリターナブルビン）

(奨励金の額)

第 5 条 奨励金の額は、リサイクル活動により回収した有価物 1 キログラムにつき、4 円として算出した額とする。ただし、算出した額に 1 円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

(申請書の様式等)

第6条 規則第4条第1項の申請書の様式は、第3号様式のとおりとする。

2 申請書は、奨励金交付請求書を兼ねるものとする。

3 規則第4条第2項第1号から第3号に掲げる事項を記載した書類の添付については、これを要しない。

(状況報告の省略)

第7条 当該補助金については、規則第11条に規定する状況報告を省略するものとする。

(実施報告書の様式)

第8条 規則第13条の報告書の様式は、第4号様式のとおりとする。

(奨励金の提出期限)

第9条 奨励金の交付を受けようとする団体は、第6条に規定する申請書に第3条第2項の取扱業者の証明した前条に規定する報告書を添付して、次の各号に掲げる日までに町長に提出しなければならない。

- | | |
|-----------------------|---|
| (1) 4月から6月までに実施した場合 | 7月中旬 |
| (2) 7月から9月までに実施した場合 | 10月中旬 |
| (3) 10月から12月までに実施した場合 | 1月中旬 |
| (4) 1月から3月までに実施した場合 | 実施日の属する年度の末日
(当該日が町の休日に当たるときは、当該休日前の開庁日) |

(交付決定通知書の様式)

第10条 規則第7条第1項の交付決定通知書の様式は、第5号様式のとおりとする。

(確定の通知)

第11条 前条に規定する通知は、規則第14条に規定する通知を兼ねるものとする。

(書類の整備保管)

第12条 団体は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、5年間保管しなければならない。

(雑則)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成 3 0 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この告示は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 号様式（第 3 条関係）

寄居町リサイクル活動推進奨励金交付団体登録（変更）申請書

年 月 日

寄居町長 あて

代表者 住所 寄居町大字

氏名 ⑩

電話 —

寄居町リサイクル活動推進奨励金交付要綱第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

団 体 名	
代 表 者	住所 寄居町大字
	氏名 電話 —
団体の主たる 活動内容	
世帯数及び 構 成 人 員	世帯 人
回 収 品 目	1 紙類 2 金属類 3 布類 4 ビン類
年 間 実 施 計 画	1 毎 月 2 隔月 3 年 回（ 月、 月、 月、 月） 4 その他
備 考	

（注）該当する番号に○印をつけてください。

第 2 号様式（第 3 条関係）

寄居町リサイクル活動回収事業取扱業者（変更）申請書

年 月 日

寄居町長 あて

代表者 住所 寄居町大字

氏名

印

電話 —

寄居町リサイクル活動推進奨励金交付要綱第 3 条第 2 項の規定により、次のとおり申請します。

名 称	
所 在 地	
	電話 — —
代 表 者	住所
	氏名 電話 — —
回収品目	1 紙類 2 金属類 3 布類 4 ビン類 (該当する番号を○印で囲む。)
備 考	

第3号様式（第6条関係）

寄居町リサイクル活動推進奨励金交付申請書兼交付請求書

年 月 日

寄居町長 あて

団体名 _____
 代表者 住所 寄居町大字 _____
 氏名 _____ (印)
 電話 _____

寄居町補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により、次のとおり申請します。

1 交付申請額 _____円

2 内 容

区 分		数 量	奨励金額	申請額（数量×単価）
紙類	新聞・雑誌等	Kg	4 円	
	雑がみ	Kg	4 円	
金属類		Kg	4 円	
布 類		Kg	4 円	
ビン類		Kg	4 円	
計		Kg	4 円	

3 回 収 実 績 寄居町リサイクル活動実施報告書のとおり

4 上記申請に対して交付決定された場合は、次のとおり請求します。

補助金を申請団体名義の以下の口座に振り込んでください。

金融機関	銀行 信用金庫 支店 信用組合 農業協同組合		
預金種目（いずれかを○で囲む。）	普通 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

※ 口座名義は、通帳に記載されているとおり記入してください。

第 4 号様式（第 6 条関係）

寄居町リサイクル活動実施報告書

年 月 日

寄居町長 あて

団体名 _____
代表者 住所 寄居町大字 _____
氏名 _____ (印)
電話 _____

リサイクル活動を下記のとおり実施し、町登録業者に引き渡したことを寄居町補助金等の交付手続等に関する規則第 13 条の規定により報告します。

1 登録業者名
住 所
代表者 印
電 話 — —

2 実 施 日 年 月 日

3 内 容

区 分		数 量
紙類	新聞・雑誌等	Kg
	雑がみ	Kg
金属類		Kg
布 類		Kg
ビン類		Kg
合 計		Kg

※ この報告書は、リサイクル活動推進奨励金交付申請書に添付してください。

第 5 号様式（第 7 条関係）

寄居町リサイクル活動推進奨励金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

寄居町長



年 月 日付けで申請のあった寄居町リサイクル活動推進奨励金については、審査の結果、下記のとおり交付が決定したので寄居町補助金等の交付手続等に関する規則第 7 条の規定により通知します。

記

1 支給額	計 Kg	円
(1) 紙 類（新聞・雑誌等） （雑がみ）	Kg	円
	Kg	円
(2) 金属類	Kg	円
(3) 布 類	Kg	円
(4) ビン類	Kg	円
2 振込期日	年 月 日	
3 振込先	貴団体の指定した金融機関	